一般社団法人 福岡市土木建設協力会

会　費　規　程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人福岡市土木建設協力会（以下「本会」という。）定款第７条の規定に基づき、会員の経費の負担（以下「年会費」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（年会費の額）

第２条　正会員の年会費の額は、福岡市指名業者登録の登録ランクに応じ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) Ａランク　　42 万円
(2) Ｂランク　　27 万円
(3) Ｃランク　　13 万円
(4) Ｄランク　　12 万円

２　サポーター会員の年会費の額は、一律 5 万円とする。

（支払方法等）

第３条　会員は、前条の年会費を本会からの請求に基づき四半期に分けて支払うものとし、その支払期限は原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第　1　期　　6 月 30 日
(2) 第　2　期　　9 月 30 日
(3) 第　3　期　　12 月 30 日
(4) 第　4　期　　3 月 20 日

２　会費の支払いについては、本会が別に定める金融機関の口座への振り込みとする。なお、当該支払いに要する振込手数料は会員の負担とする。

（年会費の特例）

第４条　年度の中途において新たに会員となった者又は退会した者の年会費は、月割りで計算した額とし、入会した者にあっては当該月から、退会した者にあっては当該月の前の月までの額について、本会からの請求に基づき支払うものとする。

２　前項の月割りで計算した額に 100 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（委　任）

第５条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

附　　則

この規程は、本会の設立登記日である平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。